



各位 殿

2005年 9月 30日

件名：10/1より意図的な関税・消費税逃れに対し重加算税が課せられます

9月29日付の日本経済新聞でも報道されましたのでご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、10月1日より輸入申告時における意図的な関税・消費税逃れに対して、新たに重加算税が課せられることとなりました。

従来、税関による事後調査等によって輸入申告時の評価申告漏れ等が発見された場合、少なく納付した税額と本来払うべき税額の差額に対して、過少申告加算税として10%から15%が課されていました。

しかし近年、記憶に新しいところでは輸入豚肉の価格偽装事件等、悪質な輸入者による意図的な関税・消費税逃れが発生しています。このような意図的・悪質な過少申告に対しては過失によるものとは区別したより重い経済的制裁を課す必要があるのではないか。そういう観点からこの重加算税が導入されることとなったものです。

具体的には、

イ.輸入者が当初申告時に課税の基礎となる申告価格について隠ぺい、偽装行為を行っていた場合  
通常の過少申告加算税10%に代えて35%。

ロ.無申告加算税が課される場合で、輸入者が隠ぺい、偽装行為を行って輸入申告をしていなかった場合  
通常の無申告加算税15%に代えて40%

がそれぞれ重加算税として課せられることとなります。

それではどのような場合が「隠ぺい・偽装行為」にあたるかというと、

1) インボイス等を破棄、改ざんした場合 2) 原産地証明書を偽造したり、虚偽の申請に基づき原産地証明書を取得して特惠税率を適用しようとした場合。 3) 関税割当品目を他の貨物に紛れ込ませるなどして輸入しようとした場合 4) 税関職員に対し虚偽の答弁を行う等、申告時における隠ぺい・偽装が推認される場合 があげられています。

また、これら関税等の課税処分が行える期間(除斥期間)も、従来「法廷納期限等から原則2年間」であったものが3年間に延長されました。

重加算税が適用される貨物は、10月1日以後に輸入申告される貨物となります。9月30日までに輸入申告された貨物については、10月1日以降に修正申告または更正が行われた場合でも重加算税は適用されません。

除斥期間の3年間への延長は、4月1日以降に輸入された貨物等、4月1日以降に法定納期限を迎える貨物が適用となります。

この件につきまして、御質問、より詳しい情報が知りたい等ございましたら、下記税関官署が弊社宛に御問い合わせ下さい。

東京税関 調査保税部 事後調査部門：TEL 03-3599-6387

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部：TEL：03-5418-6371 / FAX：03-5418-6377

カスタマーサービス部：TEL：03-5418-6372～3 / FAX：03-5418-6380

URL：<http://www.kau.co.jp>